

公立大学法人宮城大学契約事務取扱規程

平成21年4月1日

規程第84号

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条の3）
- 第2章 一般競争入札（第5条―第24条）
- 第3章 指名競争入札（第25条―第29条）
- 第4章 随意契約（第30条―第34条）
- 第5章 契約の締結（第35条―第40条）
- 第6章 契約の履行（第41条―第54条）
- 第7章 代価の納入及び支払（第55条―第56条）
- 第8章 雑則（第57条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、売買、貸借、請負その他の契約に関する事務（以下「契約事務」という。）の取扱いに関する事務手続の概要を定め、公立大学法人宮城大会計規程（平成21年宮城大学規程第76号。以下「会計規程」という。）に定めるもののほか、契約事務に関し必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）における契約事務の取扱いについては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（契約の方法）

第3条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又は競り売りの方法によるものとする。

（契約の例外）

第4条 会計規程第27条の2の規定により、契約日等（会計規程第27条に規定する「契約日等」をいう。）を異なる会計年度として締結できる契約は、次に掲げるものとする。

- 一 契約期間の始期が会計年度当初からであって、契約の履行に当たり、当該会計年度の前年度に契約を締結する必要があるもの（第2号から第8号までに掲げる契約を除く。）
- 二 商慣習上、複数年にわたり契約することが一般的なもの
- 三 予定される工期又は納期から、単年度での契約が困難なもの
- 四 単年度での契約に比して、法人の経営に有利と認められるもの
- 五 契約期間等が契約の相手方により定められており、単年度での契約が困難なもの
- 六 電気、ガス又は水の供給若しくは電気通信役務の提供を受けるもの
- 七 契約後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのある契約の変更
- 八 その他、財務責任者（会計規程第8条第2項に定める財務責任者をいう。以下同じ。）が適当と認めるもの

(複数年度契約の期間)

第4条の2 前条第2号から第8号までの規定により、複数年度にわたり法人に債務が生じる契約（以下「複数年度契約」という。）を締結する際の契約期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める年数を上限とする。

- 一 業務の委託又は役務の提供 6年
- 二 機械装置、車両及びその他物品の借上 6年
- 三 工事及び製造の請負 3年
- 四 不動産の貸借 3年
- 五 機械装置、車両及びその他物品の購入 2年
- 六 売店事業者又は通信事業者等への学内施設の貸与 3年
- 七 労働者の雇用 商慣習上合理的な期間
- 八 前条第7号に規定する契約の変更 1年

2 財務責任者は、合理的な理由があるときは、前項と異なる取扱いをすることができる。

(複数年度契約の事前承認)

第4条の3 会計規程第27条の2第2項の規定によりあらかじめ理事会の審議を経なければならない複数年度契約は、契約予定日の属する年度の翌年度以降に単年度当たり3,000万円以上の支払義務が生じる年度がある契約（第4条第6号、第7号及び翌年度以降の支払の全額について外部資金（財務運営要綱第1条の2第3号に掲げる外部資金をいう。）により手当されることが確実と見込まれる契約を除く。）とする。

2 前項の規定のほか、別に定める複数年度契約の締結に当たっては、あらかじめ契約内容等を理事長に報告しなければならない。

第2章 一般競争入札

(一般競争入札参加者の資格)

第5条 一般競争入札に参加する者の資格については、宮城県（以下「県」という。）における入札参加資格を有する者を、法人における一般競争入札参加者の資格を有する者とする。

2 前項に規定する者以外の者（県における入札参加資格を取得できない正当な理由がある者（次項において定める場合を除く。）に限る。）で、一般競争入札に参加しようとする者から一般競争入札参加者の資格について申請を受けたときは、県が定める審査に関する取扱いに準じて審査し、資格を与えるものとする。

3 一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前2項の資格を有する者につき、さらに当該入札に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

4 県において入札参加資格を定めていない業種について、一般競争入札に付そうとする場合は、契約の性質又は目的に応じた合理的な理由に基づき、当該入札に参加する者に必要な資格を別途定めることができる。

5 財務責任者は、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領に基づく指名停止の措置及び物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく入札参加の停止がなされている者を、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。

6 契約執行者（理事長又は公立大学法人宮城大学事務決裁規程（平成21年宮城大学規程

第18号)の規定に基づき契約を締結する者をいう。以下同じ。)は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法をウェブサイトへの掲載その他の方法により公示するものとする。

(一般競争入札に参加させることができない者)

第6条 特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者を参加させることができない。

- 2 一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員(法人の委任を受けた者を含む。)の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 前各号の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(入札の公告)

第7条 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して、少なくとも10日前(急を要する場合は5日前)までに、ウェブサイトへの掲載その他の方法により公告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事のうち予定価格が500万円以上のものに係る入札の公告にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間において行うものとする。
- 3 前2項の公告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 競争入札に付する事項
 - 二 競争入札に参加する者に必要な資格
 - 三 契約事項を示す場所
 - 四 競争入札執行の場所及び日時
 - 五 無効入札に関する事
 - 六 入札保証金に関する事項
 - 七 入札書の提出方法
 - 八 前金払及び部分払をする場合又は最低制限価格を定める場合にあつては、その旨
 - 九 その他特に必要と認めること

(予定価格)

第8条 契約執行者は、その競争入札に付する事項の価格（以下「予定価格」という。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によって決定しなければならない。

- 2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続する製造、修繕、加工、売買、供給又は使用等の契約の場合においては、価格の総額に代えて単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、当該契約の目的となる物件又は役務の取引について実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- 4 予定価格は、あらかじめ公表しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、予定価格をあらかじめ公表することが不利と認められるときは、予定価格を公表しないことができる。この場合、当該予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。
- 6 予定価格は、落札者が不在の場合において再度の入札に付することとなったときにおいても変更することができない。

(入札の方法)

第9条 入札は次の各号のいずれかの方法又はその併用により行う。

- 一 法人の指定する日時に、法人の指定する場所に出頭して入札書を提出する方法（以下「出頭による入札」という。）
 - 二 法人の指定する日時までに、法人の指定する場所に書留郵便により郵送（郵送に代わり持参する場合を含む。）し入札書を提出する方法（以下「郵便による入札」という。）
- 2 入札の方法は、あらかじめ入札公告において明示しなければならない。
 - 3 入札に参加しようとする者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は、入札書を封かんの上、自己の氏名を表記し、入札公告において指定する書類とともに提出しなければならない。
 - 4 代理人が入札を行おうとする場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。この場合において、当該代理人は、同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となることができない。

(出頭による入札)

第9条の2 出頭による入札においては、前条第3項の規定にかかわらず、入札終了後直ちに入札を行った場所で開札する場合は、入札書の封かんを要しない。

- 2 入札参加者は、入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。ただし金額の訂正はできない。
- 3 入札参加者は、既に提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(郵便による入札)

第10条 郵便による入札において、入札執行者は、入札公告において指定する日時までに到着したものに限りこれを受理するものとする。

- 2 郵便による入札参加者は、封書の表に「入札書」と朱書し、件名を併記して、入札保証金及びその還付に要する郵送料に相当する金額の現金又は郵便為替を同封しなければならない。

(入札の執行者)

- 第11条 契約執行者は、一般競争入札に付そうとするときは、職員のうちから入札執行者を指定しなければならない。
- 2 契約執行者は、入札を終了したときは、直ちに、その結果を財務責任者に報告しなければならない。

(入札保証金)

- 第12条 契約執行者は、一般競争入札に参加した者の資格を確認し、入札の開始前に第2項に規定する入札保証金(第3項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させる担保を含む。以下この章において同じ。)を納付させるものとする。
- 2 入札保証金の額は、一般競争入札に参加しようとする者の見積入札金額の100分の5以上の金額とする。
- 3 前項に規定する入札保証金の納付は、財務責任者が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手の提供をもって代えることができる。
- 4 前項に定める担保の価値は、額面金額によるものとする。

(入札保証金の納付の減免)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 一 入札に参加しようとする者が、保険会社との間で法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- 二 入札に付す場合において、過去2年間に国(独立行政法人及び国立大学法人を含む。以下同じ。)又は地方公共団体(地方公社及び地方独立行政法人を含む。以下同じ。)と、当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 三 入札に付す場合において、財務責任者が定めた資格(国又は地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を締結し、誠実に履行したことを定めたものに限る。)を有する者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 入札に参加しようとする者が、国又は地方公共団体であるとき。
- 五 第30条第1項第9号に掲げる契約を締結しようとする場合において、予定価格がそれぞれ当該各号に定める額以下であるとき。

(入札保証金の取扱い)

- 第14条 入札保証金の納付を条件とする一般競争入札をしようとする財務責任者は、入札参加者が納付する入札保証金の出納及び保管を、出納責任者(会計規程第8条第2項に規定する出納責任者をいう。以下同じ。)に命じなければならない。
- 2 出納責任者は、収納した入札保証金を、入札が終了するまで施錠できる金庫等に確実に保管しなければならない。

(入札保証金の還付)

- 第15条 出納責任者は、入札が終了したときは、保管する入札保証金を納付者に還付しな

なければならない。ただし、落札者にあつては、契約保証金を納付するとき（第43条の規定により、契約保証金の納付を免除された者にあつては、契約が確定したとき。）に還付するものとする。

- 2 財務責任者は、落札者からの申出があつたときは、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（一般競争入札の開札及び再度入札）

第16条 一般競争入札の開札は、公告等に示した入札執行の場所において、原則として入札の終了後直ちに行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

- 2 前項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格（第21条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格）の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

- 3 前項の規定による再度の入札の回数は、2回までとする。

- 4 一般競争入札において入札をしなかった者及び無効の入札をした者については、第2項の規定により直ちに再度の入札をする場合には、入札に参加させないことができる。

（入札の取りやめ等）

第17条 入札参加者が連合し、不穏な挙動をする等の場合において、入札を公正に執行することが認められないときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（無効入札）

第18条 次に掲げる場合は、その入札は、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人が入札したとき。
- 二 入札者が法令の規定に違反したとき。
- 三 入札者が連合して入札したとき。
- 四 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- 五 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- 六 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- 七 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- 八 入札書の金額が訂正されているとき。
- 九 入札保証金を納めない者又は納めた入札保証金の額が不足する者が入札したとき。
- 十 入札期日において、第5条の規定による入札資格を有しない者が入札したとき。
- 十一 入札期日において、第6条の規定に該当する者が入札したとき。
- 十二 その他入札に関する条件に違反したとき。

（落札者の決定）

第19条 入札執行者は、一般競争入札について落札者を決定したときは、速やかに、その旨を落札者に通知しなければならない。

第19条の2 入札執行者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、

直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

(低入札価格調査基準価格による落札者の決定)

第20条 一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で低入札価格調査基準価格を設定することができる。

2 前項の規定による低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者があった場合、当該価格により、その者が当該契約の内容に適合した履行をしないおそれがないか審査するものとする。

3 前項の規定による審査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされると認められた者のうち、当該価格の低い者を落札者とするすることができる。

4 第19条の通知の後、当該落札者が前項の規定に該当することにより落札者としなざいこととしたときは、落札決定を取り消し、その旨を当該落札者に通知しなければならない。

(最低制限価格)

第21条 一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

(最低制限価格の作成)

第22条 契約執行者は、工事又は製造その他についての請負契約の内容により必要を認めて最低制限価格を設ける場合は、請負契約ごとに最低制限価格を定めなければならない。ただし、契約見込額が別に定める基準額未満であるときは省略することができる。

2 最低制限価格は、第8条第1項及び第3項の規定に準じ、契約の内容に適合した履行の確保ができると認められる適正な価格でなければならない。

3 前項の規定により、最低制限価格を定めたときは、これを第8条に定める予定価格を記載した書面に併記しなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としなざいことができる契約)

第23条 第21条に規定する支払の原因となる契約のうち最低価格の入札者を落札者としなざいことができる契約は、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされなざいおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときに限るものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第24条 入札者若しくは落札者がなざい場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再度公告入札に付そうとするときの再度公告入札の公告は、第7条第1項の規定にかかわらず、再度公告入札の前日から起算して5日前までに行うものとする。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札に付することができる場合)

第25条 次に掲げる場合は、一般競争入札に代えて指名競争入札に付することができる。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(指名の基準)

第26条 第5条に規定する有資格者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること。
- 二 当該指名競争入札に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。
- 三 特殊な工事等の契約を指名競争入札に付する場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- 四 指名競争入札に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務、その他を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付すことが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。
- 五 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

(入札参加者の指名)

第27条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

(入札の通知)

第28条 前条の場合においては、第7条第3項第1号及び第3号から第9号までに規定する事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第29条 第5条及び第7条から第22条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第30条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- 二 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

- 三 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - 四 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - 五 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - 六 落札者が契約を締結しないとき。
 - 七 国、地方公共団体、その他公共的団体と契約をするとき。
 - 八 外国で契約するとき。
 - 九 契約に係る予定価格が次に定める額を超えないとき。
 - イ 工事又は製造の請負 250万円
 - ロ 財産の買入れ 160万円
 - ハ 物件の借入れ 80万円
 - ニ 財産の売払い 50万円
 - ホ 物件の貸付け 30万円
 - ヘ 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円
 - 十 その他随意契約とする特別の事由があるとき。
- 2 前項第5号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 3 第1項第6号の規定により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
 - 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の範囲内で数人に分割して契約を締結することができる。

(予定価格の設定)

第31条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ第8条第1項から第3項までの規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(予定価格算定書の作成)

第32条 随意契約によろうとする場合に予定価格が100万円以上となるときは、第8条第5項の規定に準じて、その予定価格を記載した書面を封書にするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格を記載した書面の作成を省略することができる。

- 一 第30条第1項第1号、第7号又は第8号の規定により特定した者と随意契約によろうとするとき。
- 二 第30条第1項第9号イ（印刷物の製造請負に限る）又はロに該当するとき。
- 三 前2号の規定によるほか、法令に基づいて取引価格又は料金が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格又は料金によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(見積書の徴取)

第33条 随意契約を締結しようとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、1人の者から見積書を徴することができる。

- 一 再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 二 1人から見積書を徴することが有利と認められるとき。

- 三 2人以上の者から見積書を徴しても同一の金額の見積りがなされることが予想される相当の理由があるとき。
- 四 契約の相手方が特定の者に限定されるとき。
- 五 前各号に定める場合のほか、1件の予定価格が50万円未満の契約を締結しようとする場合において、契約執行者が適当と認めるとき。
- 2 前項の規定により徴された見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。
 - 一 官公署と契約を締結しようとするとき。
 - 二 法令に料金等の定めのあるものについて契約を締結しようとするとき。
 - 三 災害その他の緊急の必要がある場合において、契約を締結しようとするとき。
 - 四 1件の予定価格が20万円未満の契約を締結しようとする場合において、2人以上の者から見積書を徴しても価格、品質及び規格のいずれについても同程度のものが得られると財務責任者が認めるものについて契約を締結しようとするとき。
 - 五 契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難なものについて契約を締結しようとするとき。
 - 六 前各号に定める場合のほか、価格が表示され、かつ、一定しているものについて契約を締結しようとするとき。
- 4 随意契約をする場合で、見積書を徴取しようとするときは、できるだけ県における入札参加資格を有する者の中から相手方を選定するとともに、特定の業者に片寄ることのないよう公正かつ適正に取り扱わなければならない。
- 5 予定価格が100万円以上の物品の購入をしようとするときは、指名競争入札に準じ、日時及び場所を指定して、原則として3人以上の者から見積書を徴するものとする。

(競り売り)

- 第34条 競り売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質が競り売りに適しているものとする場合とする。
- 2 第8条、第12条から第14条及び第15条の規定は、競り売りの場合に準用する。

第5章 契約の締結

(契約の名義者)

- 第35条 会計規程第28条の規定により、法人が締結する契約書の名義者は、理事長とする。

(契約書)

- 第36条 契約執行者は、契約をしようとするときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項については、この限りでない。
- 一 契約履行の場所
 - 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - 三 監督及び検査
 - 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他損害金

- 五 危険負担
 - 六 契約不適合責任
 - 七 契約に関する紛争の解決方法
 - 八 契約の解除に関する事項
 - 九 前各号のほか必要な事項
- 2 前項に定める契約書を作成する場合、設計書又は仕様書を要するものについては、これを添付しなければならない。
- 3 建設業法第2条第1項に規定する建設工事に関する請負契約を締結しようとするときは、前2項の規定によるもののほか、同法第19条の規定によらなければならない。

(契約書の省略)

第37条 契約書の作成を省略することができる場合は、次のとおりとする。

- 一 契約金額（単価を定める契約にあつては、購入等の予定数量に契約しようとする単価を乗じて得た金額）が100万円未満の契約をするとき。ただし産業廃棄物の運搬、処分等の委託等法令の規定により書面による契約を行うこととされているものを除く。
 - 二 単価を定める契約書により定められた単価に基づき契約をするとき。
 - 三 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品を引き取るとき。
 - 四 国、地方公共団体その他公共的団体と契約をするとき。
 - 五 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約をするとき。
 - 六 あらかじめ料金が決まっている物品、会場等の購入又は賃借等の契約をするとき。
 - 七 前各号に掲げる場合を除くほか、理事長が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 前項各号に掲げる契約書の作成を省略する場合において、物品の単価を定める契約、継続的な履行を求める役務契約等、契約の適正な履行を確保するため必要と認められる場合は、請書その他これに準ずる書面を徴収するものとする。ただし、契約金額（単価契約にあつては、執行予定額）が50万円未満のものについては、この限りではない。
- 3 前項の請書その他これに準ずる書面には、契約書の例に準じ、必要な事項を記載しなければならない。

(契約の締結)

- 第38条 契約執行者は、一般競争入札若しくは指名競争入札による契約又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書の作成を要しない場合を除くほか、原則として、第36条の規定に基づき財務責任者の作成した契約書により契約を締結しなければならない。
- 2 契約の締結は、契約の相手方を決定した日から14日以内にしなければならない。ただし、財務責任者が特別の理由があると認めるときはその期限を30日の範囲内で延長することができる。

(契約書を省略したときの契約確定の日)

第39条 第37条の規定により契約書の作成を省略した場合における契約確定の日は、契約の相手方に落札決定の通知を発した日とする。

(履行期限又は期間の起算日)

第40条 契約の履行期限又は期間の起算日は、契約が確定した日とする。ただし、第7条

に規定する入札の公告又は第28条に規定する指名競争入札に付す場合の指名通知において、履行期限又は期間の始期について特別の定めをしたときは、当該定めをした日とする。

第6章 契約の履行

(契約保証金)

第41条 契約執行者は、法人と契約を結ぶ者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 契約保証金の納付の方法は、出納責任者が指定する口座への振込とする。

(契約保証金に代わる担保)

第42条 契約執行者は、契約保証金の納付に代え、次の各号に掲げるものを担保として提供させることができる。

- 一 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- 二 郵便為替証書及び定期預金証書

(契約保証金の納付の減免)

第43条 契約執行者は、第41条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に、法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他工事履行保証契約の引受けをすることができる金融機関として県が定める金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 第5条の規定による資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- 五 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- 六 競争入札による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 七 官公署又はこれに準ずる公共的団体との契約又は電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約を締結するとき。
- 八 過去2年間に国又は地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を2回以上締結して、これらをすべて誠実に履行し、かつ当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 九 前各号に定める場合のほか、確実に契約が履行されるもので契約執行者が適当と認めるとき。

(契約保証金の処理)

第44条 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行した後に返還するものとする。

2 契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するも

のとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(履行遅滞に対する違約金)

第45条 契約執行者は、契約の相手方が、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に履行しないときは、当該契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅延となった部分の契約金額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき告示された遅延利息の率の割合で計算した額の違約金を徴収することができる。ただし、法令に特別の定めがある場合又は別に定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、対価支払の際、徴収するものとする。

(契約の解除)

第46条 契約執行者は、契約の相手方が次の各号の一に該当する場合には、その契約を解除することができる。

- 一 契約の相手方の責めに帰する理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 正当な理由なしに契約履行の着手期日を過ぎても着手しないとき。
- 三 契約の履行につき不正の行為があったとき。
- 四 契約執行者又は契約執行者から監督若しくは検査を命ぜられた職員が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。
- 五 前各号のほか、契約の相手方が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

2 契約執行者は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、書面によりその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

3 契約執行者は、契約を解除した場合において必要があるときは、履行部分及び持込工事用材料に対して相当と認める対価を支払、これを引き受けることができる。

(契約解除に係る違約金)

第47条 契約執行者は、前条の規定により契約を解除した場合（契約の解除が相手方の責めに帰することができないと認められる場合を除く。）において、契約の相手方が契約保証金の納付を免除されているとき（第43条第1号、第2号及び第4号に該当する場合を除く。）は契約の定めるところにより、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収することができる。

(危険負担)

第48条 契約の履行中において法人及び契約の相手方の責に帰することができない理由により生じた損害は、契約の相手方の負担とする。ただし、契約の相手方が善良な管理者としての相当の注意を怠らなかつたと認められるときは、法人は、相当の損害を負担するものとする。

(監督職員の一般的職務)

第49条 工事又は請負契約について監督が必要な場合、契約執行者は、自ら又は職員に命じて行うものとする。これにより難しい場合には、職員以外の者に委託することができる。

- 2 契約執行者から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、当該請負契約の履行について、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、立会い、工程の管理、履行中途における工事、製造等に使用する材料の試験、検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督職員は、契約執行者に監督の実施状況についての報告をしなければならない。

（検査職員の一般的職務）

第50条 請負契約又は物件の買入に係る検査が必要な場合、契約執行者は、自ら又は職員に命じて行うものとする。

- 2 契約執行者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約について給付の完了の確認（部分払の請求があった場合の既済部分の確認を含む。）について、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、実際に検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査は、監督職員及び契約の相手方又はその代理人の立会を求めて行わなければならない。
- 4 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 5 検査職員は、前3項の規定による検査を行う場合において必要があるときは、破壊検査若しくは分解検査又は使用材料の試験、検査等を行うことができる。
- 6 検査職員は、検査の結果、手直し等をさせる必要があると認めたときは、相手方に適正な履行を求めなければならない。

（検査の時期）

第51条 検査は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日又は部分払の請求があったときは、その届出又は請求を受けた日から14日以内にしなければならない。

（検査調書の作成）

- 第52条 検査職員は、検査を完了したときは、すみやかに検査調書を作成しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず契約書の作成が省略された場合又は即時に履行の完了が確認できる場合に限り、確認の年月日を記載し、検査又は検収済の認印をもって検査又は検収に関する調書に代えることができる。

（監督及び検査の委託）

- 第53条 監督及び検査は、特に必要があるときは、法人の職員以外の者に委託して行わせることができる。
- 2 前項の場合においては、当該受託者から監督又は検査の結果を記載した書面を提出させなければならない。
 - 3 前項の検査に係る契約の対価は、同項の書面を審査の上、支払うものとする。

（兼職の禁止）

第54条 検査職員及び前条の規定により検査を委託された者は、監督職員及び前条の規定により監督を委託された者の職務を兼ねることができない。

第7章 代価の納入及び支払

(代価の納入)

第55条 物件を売却し、貸付け又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。

2 契約の性質上前項の規定により難しいときは、物件の引渡し後又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

(代価の支払)

第56条 契約に係る代価の支払は、原則として検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後に契約の相手方から適正な請求書を受領した日の属する月の翌月末までに支払うものとする。ただし、契約の性質上翌月末までに代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払期間を約定することができる。

2 財務責任者は、特に必要と認める場合は、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払うことができる。この場合における当該支払金額は、請負契約にあつては原則としてその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超えてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、財務責任者が取引上特に必要があると認める場合は、約定の上全額前払いをすることができる。

第8章 雑則

(委任)

第57条 この規程に定めるもののほか、契約の事務に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年2月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (H31.3.27 第148回理事会)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (R2.4.22 第160回理事会)

この規程は、令和2年4月23日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第5編財務会計 契約事務取扱規程

○第33条第3項第四号に規定する財務責任者が認める見積書の徴取を省略できる契約の例

- ア 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の追録の購入
- イ 専売品等で価格が公定しているものの使用又は購入
- ウ ガス，水道，郵便，電話，公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険，運送等の契約